墨田区景観条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和８年１１月２０日

墨田区長　　山　　本　　　　亨

墨田区規則第５９号

墨田区景観条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

墨田区景観条例の一部を改正する条例（令和８年墨田区条例２２号）の施行期日は、令和８年１１月２４日とする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。